

議案第31号

世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月20日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、特定教育・保育施設の長たる特定教育・保育施設の管理者における懲戒に係る権限の濫用の禁止に関する規定を削除するとともに、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する
条例の一部を改正する条例

世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例
(平成26年9月世田谷区条例第37号)の一部を次のように改正する。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

第50条後段中「、第26条中「教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、」とあるのは「特定地域型保育を提供するときは、教育・保育給付認定子どもに対し」と」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。